

大村市農林水産振興事業補助金（その他農林水産振興事業）実施要領

大村市では、農林水産業の振興を図ることを目的として、農林水産振興事業を行う者に対し、予算の定めるところにより農業収入保険制度支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則及び大村市農林水産振興事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領で必要な事項を定めるものとする。

【補助の種類】

- 1 農業収入保険制度支援事業

【補助の対象となる方】

- ①市内に住所を有するもの
- ②市税を滞納していないもの。
- ③認定新規就農者、認定農業者及び認定農業者を目指す者
- ④全国農業共済組合連合会に規定する保険資格者に該当するもの。

【補助対象及び補助額】

	補助対象経費	補助額
1	農業経営収入保険制度に係る補助対象者が負担する掛捨て保険料に要する経費（事務費及び積立金を除く）	補助対象経費の 1/2 （ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、補助金の上限額を 10 万円とする。）

【交付年度】

令和 6 年度～令和 8 年度

（ただし、補助受給回数は交付年度の期間中 1 回）

【事前調査】

- 1 補助金にかかる同意書の提出
補助金の申請希望者は、次の書類を提出する。
 - ①個人情報の提供にかかる同意書

【交付申請手続】

- 1 補助金の交付申請
補助金の対象者は、次の書類を提出する。
 - ①令和 年度農林水産振興事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
 - ②事業計画書（様式第 2 号）
 - ③収支予算書（様式第 3 号）
 - ④市税の納付状況確認の同意書
 - ⑤前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ⑥農業収入保険制度支援事業に係る確約書（認定農業者を目指す者のみ）

2 交付決定

市長は、補助申請に係る書類等の審査を行い、交付決定し通知書を発行する。

3 概算払

概算払いを請求する場合は、次の書類を提出する。

- ①令和 年度大村市農林水産振興事業補助金概算払請求書
- ②交付決定通知書（写）

4 実績報告

補助金の交付決定者は、次の書類を提出する。

（提出期限：事業完了後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日）

- ①令和 年度農林水産振興事業(認定農業者育成支援事業)実績報告書(様式第 5 号)
- ②収支精算書（様式第 6 号）
- ③事業費支払いが分かる書類（写）

5 交付額確定

実績報告に係る書類等の審査を行い、交付額の確定通知を発行する。